

やたなか小中一貫校 いじめ防止基本方針

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の定義をふまえ、本校では「いじめはどの子にも起こり得る」という認識のもと、「やたなか小中一貫校いじめ防止基本方針」を策定し全教職員で取り組んでいく。

未然防止に向けた取組を実施するとともに、いじめ事案に対して早期発見・解決をめざしていく基本方針のポイントとして、以下の5点をあげる。

- ① いじめは絶対に許さないという学校の姿勢を示し、児童生徒・保護者へ周知する。
- ② 教職員間の密な情報共有やアンケート等の手段によりいじめの早期発見に努める。
- ③ いじめの解決へ向けて、学校全体として組織的に取り組むとともに、関係諸機関や専門家とも連携をする。
- ④ 集団づくりや教育活動を通じ、仲間意識を育む中でいじめは許さない雰囲気を作る。
- ⑤ 児童生徒や保護者の思いを重く受け止め、情報共有と連携をしながら指導にあたる。

3. いじめの未然防止についての取り組み

＜基本姿勢＞

いじめは「どの児童生徒にも起こり得る、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなり得る」という認識のもと、全ての児童生徒を対象にいじめに向かわせないための取り組みを全教職員で行う。

（1）いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ① 学級活動や人権・道徳教育を通していじめを許さないという意識を育てる。
- ② 命の大切さについて考えることができる取り組みや学習を行う。
- ③ 相手の気持ちに立って考えたり行動したりすることの大切さを伝える。
- ④ ソーシャルメディアの使い方や情報モラルについて学ぶ機会を作る。

（2）いじめが起こらない・起こさない集団づくり

- ① 基本的な生活習慣を身につけ学校生活を前向きに過ごす意識を高める。
- ② 一人一人が活躍することのできる学校行事や学級活動等を充実させる。
- ③ 友達や教職員とのつながりを感じることで関係づくりに努める。
- ④ ピア・サポート活動等に取り組む互いに認め合安心できる環境を作る。

4. いじめの早期発見についての取り組み

＜基本姿勢＞

いじめは、周囲の大人や当事者さえ気づきにくい形で行われる場合があることを認識し、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりながら情報を集め組織的にとらえていく。

- ① ささいな変化に気づくことができる児童生徒観察の充実と情報の共有化。
- ② 記録（ケンカやからかい、遅刻や欠席の情報も含めたもの）を残す。
- ③ アンケート調査を活用し教育相談（個人面談）実施する。
- ④ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携する。
- ⑤ 外部機関（子ども相談センター、警察等）と連携する。
- ⑥ いじめ相談窓口について児童生徒へ周知する。

5. いじめの早期解決についての取り組み

＜基本姿勢＞

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守るとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に視点を置いた指導を行う。

- ① いじめ問題を発見したときには学級担任だけで抱え込むことなく、いじめ防止対策委員会を中心に全ての教職員で対応を協議し、いじめ問題の解決にあたる。
- ② いじめられている児童生徒・保護者の思いを重く受け止め、いじている側の児童生徒に対しては、自分の行動をしっかりと認識させた上で指導にあたる。
- ③ 傍観者の立場にいる児童生徒たちにもいじているのと同様であることを指導する。
- ④ 校内だけでなく必要に応じ、関係諸機関や専門家と連携をして解決にあたる。
- ⑤ いじめられている児童生徒の心のケアを行うために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら継続的な指導を行う。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

＜組織名＞ いじめ防止対策委員会〔やたなかケース会議と連動して実施する〕

＜構成＞ 校長（委員長）・副校長・教頭・生徒指導主事・生活指導部長・学年主任・養護教諭・同和教育主担地域連携担当 ※事案に応じ担任あるいは部活動顧問、SC、SSW等を加える。

＜役割＞ ・「学校いじめ防止基本方針」に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
・いじめの疑いに関する情報、児童生徒の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。
・いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童生徒への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携、議事内容等の記録を行う。

＜その他＞ 学年会・生活指導部会・やたなかケース会議・職員会議等において、月1回所属教職員で問題傾向のある児童生徒や家庭について、現状や事後の経過観察についての情報交換を行う。

【年間計画】

(1) アンケートの実施・校内研修について

<いじめ調査等>

- ・児童生徒対象いじめアンケート調査 年3回（6月・9月・1月）

<校内研修>

- ・人権教育実践研修会（矢田同推協の研修等） 年3回（6月・8月・11月）
- ・集団づくり検討会 年6回（5月・6月・9月・10月・11月・1月・2月）

(2) 児童生徒への働きかけ

- ・教育相談を通じた学級担任による児童生徒からの聞き取り 年3回（6月・11月・2月）
- ・「いじめについて考える日」に全校集会等で児童生徒に講話をする（5月）

(3) 保護者や地域・関連機関との連携

- ・ホームページや配布物等を活用し、情報発信・啓発活動を行う。
- ・学校評価アンケートにおける「いじめを許さない心を持ち、友だちと仲良く支え合っている」の肯定的回答を向上させるとともに、学校協議会との協力体制を整える。

7. 重大事案への対処

「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して調査および対応を行う。

- ① 速やかに教育委員会や警察等の関係諸機関へ報告する。
- ② 学校の対応として隠蔽はせず、誠意ある対応を心がけ、窓口は管理職を中心に行う。
- ③ 学年及び学校の全ての保護者に説明するかどうかの判断をし、必要があれば当事者の同意を得たうえで説明文書の配布や緊急保護者集会を開催する。

※ いじめ発見の際の流れ

